

○久山町立学校児童、生徒就学援助規則

平成14年3月4日

久山町教育委員会規則第1号

改正 平成29年4月26日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童、生徒に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(全改（平29教委規則第1号）)

(支給の対象となる者)

第2条 この規則により、教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助する者は、久山町に住所を有する児童、生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

2 前項各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができる。

(全改（平29教委規則第1号）)

(援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないときその他援助の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(援助の範囲)

第4条 就学援助は、次の各号に掲げる事項について児童、生徒1人につき当該年度の国の補助基準の範囲内において行う。

- (1) 学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (2) 新入学児童、生徒学用品費等
- (3) 通学費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費

(6) 医療費

(7) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

（認定の申請）

第5条 認定を受けようとする者は、別に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、当分の間校長を経由して提出することができる。

（全改（平29教委規則第1号））

（支給の認定）

第6条 委員会は、前条の申請が提出された者について、校長及び民生委員の意見その他を考慮して、支給の認定をするものとする。

2 前項の認定をしたときは、校長及び保護者に通知しなければならない。

（援助費の支給）

第7条 援助費は、児童、生徒の在学する校長を経て支給するものとする。

2 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日から当該学年の末日までとする。

（援助費の返還）

第8条 援助費は、返還を要しない。ただし、委員会において返還を要すると認めた者については、この限りでない。

（援助の廃止及び停止）

第9条 保護者が援助を必要としなくなったときは、援助を廃止する。ただし、特別の事情がある場合は、援助を停止することにとどめることができる。

（委任）

第10条 この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月26日教委規則第1号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。